

いわき市地域共生社会推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市地域ケア会議設置要綱に基づき、市地域福祉計画に掲げる地域共生社会の実現に向け、行政と多様な主体が協働し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域づくりを推進することを目的に、「いわき市地域共生社会推進会議」（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域共生社会に関する情報の提供や理解の促進に関すること。
- (2) 参加構成員相互の活動紹介や情報交換、課題共有に関すること。
- (3) 地域共生社会の実現に向けた各地域の実態把握と取組の支援に関すること。
- (4) 地域福祉計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域共生社会の推進に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、いわき市長をもって充て、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、概ね20人で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医療・福祉関係者
 - (3) 地域活動関係者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(運営)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は、会長がやむを得ない事情があると認めるときは、WEB又は書面による会議とすることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会員は、推進会議委員及び関係者から、地域課題の検討に必要な者を会長が任命する。

3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健福祉部保健福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年6月1日から実施する。